

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年3月までの期間及び同年8月から7年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から6年3月まで  
② 平成6年8月から7年1月まで

私は、申立期間当時、学生であり、当時住んでいた区の区役所で国民年金に加入しようとしたところ、「学生は加入しなくてもよい。」と説明を受け、その際は加入手続を行わなかったが、平成5年頃に実家に帰郷した後に、市役所から、「2年前まで遡って支払うように。」と何度か連絡を受け、市の職員が自宅にも来たため、6年頃に国民年金に加入した。一括で保険料を納付できず月々分割で遡って納付した記憶があるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年頃に自宅に訪れた市の職員からの勧奨を契機として国民年金に加入し、その際、「2年前まで遡って国民年金保険料を納付するように。」と指導されたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年10月頃に払い出されたとみられることから、申立人が記憶する時期に、確かに申立人の国民年金加入手続は行われたものと推認できる上、申立人が当時居住していた市は、訪問等により、国民年金の未加入者への加入勧奨及び保険料の未納者への納付勧奨を行っていたとしていることから、申立人の主張は具体的であり、かつ<sup>しんぴようせい</sup>信憑性もある。

また、保険料の納付について申立人は、現年度の保険料と2年前の過年度保険料とをそれぞれ1か月分ずつ、毎月、金融機関の窓口で納付したと述べているところ、申立人が保険料を納付したとする金融機関では過年度保険料を納付することが可能であったほか、上記の加入手続時期を基準とすると申

立期間①は時効前であり、遡って保険料を納付することも可能であった上、オンライン記録上、申立期間①直前の平成4年11月分の保険料は納付済みとされていることから、申立人に対して、申立期間①に係る過年度納付書も発行されていたと考えられる。

さらに、申立人は平成7年3月に国民年金基金にも加入していることが確認でき、国民年金加入後の申立人の国民年金制度への関心は高かったものとみられることから、申立人が述べるように、申立期間①の保険料を遡って納付していたと考えることも不自然ではない。

加えて申立期間②は、加入手続きが行われた当初である上、前後の期間の保険料が納付済みであり、未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和45年4月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月6日から同年10月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。昭和45年4月6日を資格取得日とする健康保険厚生年金保険資格決定通知書をもっているにもかかわらず、申立期間の年金記録が空白になっているのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与所得の源泉徴収票、健康保険厚生年金保険資格決定通知書及び事業主の回答により、申立人が昭和45年4月6日からA事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険資格決定通知書の記載から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成8年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から9年3月までは12万6,000円、同年4月から10年4月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年4月1日まで  
② 平成8年4月1日から10年5月21日まで

申立期間について、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額が、遡って減額訂正されているので、訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から9年3月までは12万6,000円、同年4月から10年4月までは20万円と記録されていたところ、同年3月4日付けで、遡って9万2,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の事業主及び同僚1名についても、申立人と同様に平成10年3月4日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間②当時、「給与事務及び社会保険事務には関与していなかった。」と述べている上、上述の同僚は、「給与及び社会保険の事務は社長の奥さんが担当しており、奥さんは会社の事務室では仕事をしていなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

加えて、事業主及び社会保険事務を担当していたとする事業主の妻とは連絡

が取れないため詳細を確認することはできないが、申立人は、事業主から、社会保険料を滞納していることを聞いたことがあると述べている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間②に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年4月から同年9月までは11万8,000円、同年10月から9年3月までは12万6,000円、同年4月から10年4月までは20万円に訂正することが必要であると認められる。

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間①に係る標準報酬月額は、17万円から11万8,000円に訂正されていることが確認できるものの、当該訂正処理は、改定日（平成7年10月1日）より前の平成7年9月28日付けで行われていることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡が取れないことから、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況について確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を平成8年4月から同年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から9年9月までは47万円、同年10月から10年9月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月1日から10年10月1日まで  
② 平成10年10月1日から同年11月1日まで

申立期間について、A事業所における厚生年金保険の標準報酬月額は、申立期間当時の報酬額と比較して極端に低くなっているため、実際に得ていた報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、平成8年4月から同年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から9年9月までは47万円、同年10月から10年9月までは38万円と記録されていたところ、同年3月4日付けで、遡って9万8,000円に訂正処理されていることが確認できる。

また、A事業所の事業主及び同僚1名についても、申立人と同様に平成10年3月4日付けで、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われていることが確認できるほか、A事業所の商業登記簿謄本から、申立人は、当該事業所の役員ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間①当時、「工場の現場で仕事をしており、給与事務及び社会保険事務には関与していなかった。」と述べている上、上述の同僚は、「給与及び社会保険の事務は社長の奥さんが担当していた。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していなかったことが認められる。

加えて、事業主及び社会保険事務を担当していたとする事業主の妻とは連絡が取れないため詳細を確認することはできないが、上述の同僚は、事業主から社会保険料を滞納していることを聞いたことがある旨証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正の結果として記録されている申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年4月から同年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは50万円、同年10月から9年9月までは47万円、同年10月から10年9月までは38万円に訂正することが必要であると認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立人は、給与明細書等の関連資料を所持していないことから、当該期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間②に係る標準報酬月額の届出は、改定日（平成10年10月1日）より前の平成10年9月30日付けで行われていることが確認できる上、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡が取れないことから、申立人に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況について、確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人のA事業所における資格取得日は昭和21年10月1日、資格喪失日は23年2月17日であることが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月1日から23年2月17日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、資格喪失日の記載は無いものの、申立人の氏名及び生年月日と同一である未統合記録が確認され、当該記録では、昭和21年10月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B事業所（A事業所の後継会社）の在職証明書及び労働者名簿において、申立人の入社日が昭和21年10月1日、退社日が23年2月16日である記録が確認でき、B事業所の担当者は、「当社では、厚生年金保険の届出は適切に処理していたので、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間であり、保険料の控除をしていたと思う。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると認められ、A事業所の事業主は、申立人が昭和21年10月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年2月17日に被保険者資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年2月20日

年金事務所に厚生年金保険の記録について照会したところ、申立期間に支払われた賞与に係る記録が無い旨の回答を得たが、給与明細により申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成19年2月20日に支給された賞与の給与明細から、申立人は、申立期間において29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 15 日から 37 年 2 月 11 日まで

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、2回の被保険者期間のうち、支給日直近の被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間の被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期から間もなくして国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人がその当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 静岡厚生年金 事案 1741

### 第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支店における資格喪失日は、昭和52年3月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月15日から同年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の年金記録の内容を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答を得た。

業務命令で、A事業所B支店から同事業所C支店に転勤したのであり、途中で退職しているわけではないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA事業所の回答から判断すると、申立人は申立期間においてA事業所B支店に継続して勤務していたことが認められる。

また、A事業所B支店における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人は、昭和52年2月15日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失したことが確認できるが、企業年金連合会が保管する申立人に係る厚生年金基金加入員台帳及び中脱記録によれば、同年3月1日にA事業所B支店で加入員の資格を喪失していることが確認でき、A事業所は、「申立期間当時、資格取得届及び資格喪失届は複写式のものを使用しており、社会保険事務所（当時）には同じ内容のものを提出していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、A事業所の事業主は、申立人が昭和52年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る昭和52年1月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

## 静岡国民年金 事案 1410

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月から同年 10 月まで

私は、昭和 61 年 4 月頃、町役場で国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行ったと記憶している。保険料については、妻が自身の分と私の分と一緒に町の役場で納付書に現金を添え納付した。

現に妻の保険料は納付されているため、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月頃に国民健康保険の加入手続と同時に、国民年金の加入手続も行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 63 年 7 月 1 日付けで国民年金被保険者資格を取得したことに伴い、同年 8 月 22 日に払い出されたものであり、これ以外に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、この頃初めて申立人は国民年金加入手続を行ったものとみられ、申立人の主張する時期に同手続を行ったことは考え難い。

また、申立人は上記のとおり昭和 63 年 7 月から同年 8 月頃に初めて加入手続を行ったものとみられることから、申立期間当時、国民年金に未加入であったとみられ、保険料を納付することはできなかつた上、加入手続後も申立期間について遡って被保険者資格を取得しておらず、未加入期間とされており、制度上も、申立人が学生であり、かつ国民年金への加入が任意であった申立期間について、遡っての被保険者資格の取得はできないことから、申立期間について過年度納付するための納付書が発行されることも無かつた（これに対して、申立人の妻は申立期間について被保険者資格を有しており、国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和 62 年 5 月 7 日）からも保険料を納

付することが可能であった。)と考えられる。

さらに、申立人の妻が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1411

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から平成元年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 11 月から平成元年 6 月まで

私は、申立期間当時、親元を離れ県外で生活をしていましたが、母が私の国民年金の加入手続を実家のある町（当時）の町役場で行い、それ以降、平成元年 6 月まで、役場から実家に継続して送付された納付書により、母が、私の国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母は、申立人が 20 歳に到達した頃、申立人の実家のある町の町役場で申立人の加入手続を行ったと述べているが、申立人は申立期間当時、実家とは別に住所を定めており、制度上、国民年金の加入手続は、住民登録をしている市町村で行うものであるため、申立人の母が述べるように申立人に係る加入手続が行われたことは推認し難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 5 年 9 月頃に払い出されたものであり、申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は、この頃初めて行われたとみられる加入手続により、20 歳到達時に遡って国民年金被保険者資格を取得したものとみられる。このことから、5 年 9 月頃に加入手続が行われるまで、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、保険料を納付することはできなかつたと考えられる上、加入手続時点で、申立期間は既に時効であり、同期間の保険料の納付を求められることも無かつたと考えられる。

さらに、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資

料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 静岡国民年金 事案 1412

### 第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、6年4月から7年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで  
② 平成6年4月から7年3月まで

申立期間①当時、私は友人と国民年金の加入手続について話をし、市役所へ行ったことを記憶しており、保険料を納付しているはずであるため、当該期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

申立期間②当時は学生であったため保険料の免除を申請し、担当職員に受理したと言われたことを記憶しているため、当該期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続時期等について明確には記憶していないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の状況から、平成7年5月頃に申立人が現在居住する市で払い出されたものとみられ、これより前に別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないこと、及び申立人の所持する年金手帳の申立期間②に係る資格取得日の欄に押された日付印から、申立人は同年同月1日に初めて国民年金の加入手続を行い、3年4月まで遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったと推認でき、申立期間①の保険料を納付することはできなかつた上、加入手続時点において申立期間①の保険料は既に時効のため、遡って納付することもできなかつたと考えられる。

また、申立人は平成7年頃、6年4月から8年3月までの保険料の免除の申請を行い、担当職員から「受理した。」と言われたことを記憶していると

述べているところ、申立期間当時、免除の承認は申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末月までの期間について行われることとされていたため、上記加入手続時点において、申立期間②に係る保険料の免除が承認されることも無かったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付していたこと、及び申立期間②の保険料が免除されていたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したこと、及び申立期間②の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間のうち、平成6年4月から7年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 7 月までの期間、62 年 7 月から平成 8 年 9 月までの期間及び 9 年 9 月から 12 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 7 月まで  
② 昭和 62 年 7 月から平成 8 年 9 月まで  
③ 平成 9 年 9 月から 12 年 12 月まで

私が、前住所地と現住所地の市役所で申立期間に係る保険料の免除申請を行ったことは確かであり、納付書が送られて来ること無かった。保険料が免除された記録が無いというのは行政の怠慢であり、申立期間の保険料が免除されていないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、A 事業所で勤務していた昭和 60 年 6 月に、申立期間①及び②当時居住した市の市役所に赴き、自身の所得が無いことを申告したところ、市役所職員から、「国民年金保険料の免除措置をする。」と言明されたため、年金手帳を提示して申請書類を提出し、その後、保険料の請求が無かったことから、申立期間①及び②に係る自身の保険料は免除されたものと確信していたと述べているところ、i) 当時居住した市の被保険者名簿に、昭和 59 年度から 60 年度にかけて、申立人に対して毎月、保険料納付の催告書を発送していた事跡が確認できること、ii) 申立人は同市で保険料の免除申請を行ったのは 1 回のみであるとしているが、制度上、保険料の免除については、年度ごとに申請が必要であり、申立人の主張に不自然な点が見受けられることなどから、申立期間①及び②に係る保険料が免除されていたことを推認することは困難である。

また、申立人の妻も、申立期間①及び②の大半の期間に係る保険料は未納とされており、妻の納付状況から申立人の保険料が免除されていたことはうかがえない（申立人が妻と同居していたとみられる時期まで、夫婦の

保険料納付状況は一致している。 ) 。

さらに、市の被保険者名簿、マイクロフィルム及び電算記録でも申立期間①及び②に係る保険料は未納とされており、免除されたこととはうかがえず、社会保険事務所（当時）の特殊台帳（マイクロフィルム）及びオンライン記録との齟齬も無い。

- 2 申立人は、平成9年8月に会社を退職した頃は療養中であったため、現在居住する市の市役所に赴き、持参した年金手帳と健康保険脱退証明書を提示して、失業により所得が無いことを訴えたところ、市役所職員から保険料の免除制度があることを教示されたことから、保険料の免除を希望したと述べているが、i) 申立人の所持する年金手帳に、現在居住する市で国民年金に加入したことを示す記載は無いこと、ii) 前住所の市の住民記録から、8年7月に行われた市の実態調査により申立人の住民票は消除されたことが確認でき、これに伴い、オンライン記録上で申立人は、20年2月まで不在被保険者（転居先が不明である者）として扱われていたことが確認できることから、申立人が現在居住する市に住所を定めた際に、国民年金に係る異動手続を行ったこととはうかがえない。

また、申立人が現在居住する市にも、申立人が同市で国民年金に加入していたことを示す記録は無く、申立人は、同市転入以降、国民年金には未加入とされていたと考えられ、このことは、上記のとおり、社会保険事務所において不在被保険者とされていたこととも符合しており、申立人は、申立期間③に係る保険料の納付を求められることも、保険料が免除されることも無かったと推認できる。

さらに、申立人は申立期間③当時、国民健康保険に加入していたため、国民年金にも加入していたとしているものの、国民健康保険と国民年金とは別制度であり、国民健康保険に加入していたことをもって必ずしも国民年金に加入していたとは言えない。

加えて、オンライン記録から、基礎年金番号に基づき管理されている申立人の年金記録では、昭和54年4月に申立人に対して払い出された国民年金手帳記号番号が平成20年2月に統合処理されるまで、申立期間③が未加入期間であったことが確認できる。

- 3 申立期間に係る保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年8月から6年10月までの期間、7年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年8月から6年10月まで  
② 平成7年2月及び同年3月

私は、申立期間①及び②共に、会社を退職後、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を市役所で行った。国民年金保険料は、母が家族の保険料と一緒に納付してくれた。その後、滞納になっているとの連絡が無かったことから、納付済みになっていると思っていた。申立期間①及び②が未納期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ会社退職後に市役所で国民年金加入手続を行ったと述べているところ、申立人が申立期間①及び②当時、国民年金に加入していれば、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことになるが、申立人が所持する年金手帳には、同記号番号の記載が無い上、申立人に対して同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから、申立人は申立期間①及び②当時、国民年金には加入しておらず、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降に申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格を遡って取得したものと推認できる。

また、申立人は、基礎年金番号制度導入時点で、厚生年金保険に加入していたことから、この頃に国民年金の加入手続を行ったとは考え難く、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成11年3月頃に行われた国民年金加入手続の際に、未加入期間であった申立期間①及び②の被保険者資格を遡って取得したと考えるのが自然である上、この時点では、申立期間①及び②は既に時効のため、納付書が発行されることは無く、遡って保険料を納付することもできない。

さらに、申立人は、申立期間について国民年金と併せて国民健康保険の加入手続も行ったと述べているが、市の記録によれば、申立人は申立期間①及び②について国民健康保険に加入していなかったことも確認できるなど、申立人が述べるように申立期間①及び②の国民年金の加入手続が行われたこともうかがえない。

加えて、申立人から提出された源泉徴収票からは、申立期間の保険料を納付したことは確認できない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1415

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から 58 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から 58 年 5 月まで

私は、会社を退職した後すぐに市役所で国民年金の加入手続をした。その際、担当職員から高い保険料を納付すると将来の年金額が増えると言ったので、通常より多い保険料を納付することとし、翌年 6 月に再就職するまで口座振替により保険料を納付したことを記憶しているため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 7 月に会社を退職した後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、申立人が所持するいずれの年金手帳にも、申立期間当時、申立人が被保険者資格を有していたことを示す記載は無いことから、申立期間について加入手続が行われたことはうかがえない。

また、申立人が口座振替により納付したとする申立期間の国民年金保険料の金額は当時の実際の金額とは一致せず、申立人の主張から申立期間の保険料が納付されたことを推認することは困難である。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも申立期間は未加入期間とされており、オンライン記録との齟齬<sup>そご</sup>は無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1742

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月 1 日から 44 年 12 月頃まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得た。しかし、A事業所の新店舗の開店から、3年から4年継続勤務した記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A事業所に申立期間も継続して勤務したと主張している。

しかし、B事業所（A事業所の後継事業所）が提出した標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人は、昭和 41 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、B事業所は、「事業所が退職や被保険者資格の喪失について従業員に確認をせず手続をすることは考えられない。健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は一緒に手続していたので、厚生年金保険に加入していない者から保険料の控除はしていないと考える。」と回答しており、申立人の同事業所における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人から、「S43. 5. 9」と裏面に記入された元店長と撮影した写真の提出があり、上述の元店長に確認したが、「申立人の勤務した期間について記憶していない。また、いつ撮影したものなのか覚えていない。」との回答しか得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 38 年 12 月 19 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 39 年 10 月 12 日から 40 年 5 月 14 日まで  
(B 事業所)  
③ 昭和 42 年 1 月 9 日から同年 7 月 31 日まで  
(C 事業所)

年金事務所に標準報酬月額を照会したところ、申立期間①、②及び③について、支給されていた給与より低い金額での回答を得た。

申立期間①、②及び③の給与額については、いずれも 4 万円くらいの金額が支給されていたので、標準報酬月額を給与に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、「A 事業所、B 事業所及び C 事業所においては、それぞれ月給で 4 万円くらい支給されていた。」と主張しているものの、給与明細等の関連資料等を所持していないことから、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

申立期間①について、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、申立人の標準報酬月額と申立人以外の従業員の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、事業主は連絡先

不明であり、社会保険事務担当者は不明なため、申立人の主張する標準報酬月額について確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。

申立期間②について、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、申立人の標準報酬月額と申立人以外の従業員の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、B事業所の元役員は、「会社は既に解散しており、代表者も既に亡くなっている。書類についても会社解散時に全て処分しており、私の手元にも何の資料も残されてない。」と回答しており、申立人の主張する標準報酬月額について確認できる証言及び資料を得ることはできなかった。

申立期間③について、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録において、申立人の標準報酬月額と申立人以外の従業員の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

また、申立期間当時のC事業所の元社会保険事務担当者は、「厚生年金保険料については、社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に相当する保険料を控除していたと思う。」と回答している。

さらに、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1744

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から同年 8 月 1 日まで  
(A 事業所)  
② 昭和 38 年 11 月から 39 年 6 月まで  
(B 事業所)  
③ 昭和 43 年 9 月から同年 12 月 3 日まで  
(C 事業所)  
④ 昭和 55 年 3 月から同年 7 月 1 日まで  
(D 事業所)

年金事務所に厚生年金保険加入期間について照会を行ったところ、申立期間①から④までについて、それぞれ勤務していた事業所での厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。いずれの期間でも働いていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「A事業所では3か月ほど働いていた。」と主張している。

しかし、申立期間①当時のA事業所の複数の被保険者に照会したものの、申立人のことを記憶する者は無く、申立期間①当時のA事業所での勤務状況について証言を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によれば、申立人は、昭和 36 年 1 月 23 日から同年 7 月 26 日までの期間、他の事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

さらに、A事業所は、「申立期間①当時の書類は残っていないので申立人の勤務期間は不明であるが、他の会社に行きながら、当社で働くと言う事は考えられ

ない。」と回答している。

申立期間②について、申立人は、「B事業所では少なくとも6か月は働いていた。」と主張している。

しかし、B事業所は、「当社では昭和17年以降、健康保険厚生年金保険被保険者台帳を保管しており、社会保険に加入していた従業員を確認することができるが、当該台帳に申立人の氏名は無く、欠番も無かったことから、申立人の雇用形態は、社会保険に加入させない臨時雇用であったと考える。臨時雇用の者の給与から社会保険料を控除することは無い。」と回答している。

また、昭和35年5月6日にB事業所へ入社したと記憶する元従業員は、「入社当初は臨時雇用であり、入社から3年間は臨時雇用として社会保険に加入しなかった。」と証言しており、当該元従業員のB事業所における厚生年金保険資格取得日は、38年9月21日であることが確認できる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和38年9月1日から39年9月21日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、この間に健康保険番号の欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、「C事業所では12月にボーナスをもらった記憶があるので、入社日は9月初旬であると確信する。」と主張している。

しかし、C事業所の元従業員は、「自分が働いていた期間と年金記録の期間は一致する。」と証言している。

また、雇用保険の加入記録において、申立人はC事業所で昭和43年12月3日に被保険者資格を取得しており、この記録は厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、オンライン記録によれば、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除の状況について、確認することはできなかった。

申立期間④について、申立人は、「D事業所には昭和55年3月末頃に入社した。」と主張している。

しかし、オンライン記録によれば、申立人は、昭和53年2月16日から55年5月27日までの期間、他の事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、当該他の事業所における雇用保険の加入記録とも一致する。

また、雇用保険の加入記録において、申立人はD事業所で昭和55年7月1日に被保険者資格を取得しており、この記録はD事業所に係る厚生年金保険の記録と一致する。

さらに、D事業所は、「申立期間④当時の書類は残っていないが、雇用保険と厚生年金保険は同時に加入させているので、申立人は昭和55年7月1日より前の期間は当社で働いていないと思う。」と回答している上、申立人が記憶する同僚も、「申立人は5か月も働いていない。1か月程度の勤務であった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1745

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年11月25日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者台帳に、脱退手当金が支給されたことが記載されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和25年2月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和25年2月8日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1746

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 7 日から 41 年 10 月 1 日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月半後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1747

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 3 日から 41 年 7 月 3 日まで  
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 3 月 30 日まで

年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年9月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 43 年 11 月 21 日まで  
年金事務所へ厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在も所持している再交付された厚生年金保険被保険者証には、「脱 44. 2. 18」の印が確認できる。

また、申立人の申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 44. 2. 18」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月半後の昭和 44 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1749

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 16 日から 43 年 7 月 28 日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 43 年 7 月 28 日の前後約 2 年以内に資格を喪失した被保険者期間を 2 年以上有する女性は 6 名確認でき、資格喪失後 3 か月以内に転職し他の事業所で厚生年金保険に加入していた 1 名を除く 5 名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、3 名に脱退手当金の支給記録があり、3 名全員について資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、複数の同僚は、「脱退手当金について、社長から聞き、手続をしてもらった。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立てに係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 9 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年2月1日から38年8月22日まで  
② 昭和40年2月15日から46年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給については、申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、脱退手当金支給決定何が作成されているなど、適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和46年5月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 1 月 7 日から 33 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 40 年 6 月 20 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。しかし、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間①及び②を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の氏名の変更処理は、当該事業所を退職した後の昭和 41 年 9 月 22 日に行われており、申立期間の脱退手当金は同年 10 月 7 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 静岡厚生年金 事案 1752

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 2 月 16 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の第四種被保険者期間を確認できないとの回答を得たが、A 社会保険事務所（当時）の窓口で申立期間に係る 4 か月分の厚生年金保険料を支払ったのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の第四種被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 事業所を退職後、直ちに A 社会保険事務所において厚生年金保険第四種被保険者の資格取得の届出の手続を行った、窓口で申立期間の保険料を 4 回支払ったと主張している。

しかし、A 社会保険事務所が保管する厚生年金保険第四種被保険者に係る名簿によれば、申立人は第四種被保険者の資格取得の日として B 事業所の資格喪失の日ではなく、申出受理日である昭和 55 年 2 月 16 日を選択したことが記録されており、この記録はオンライン記録と一致する。

また、申立人が A 社会保険事務所の窓口で支払ったと記憶する第四種被保険者に係る厚生年金保険の保険料の金額は、申立期間の厚生年金保険の保険料と大幅に相違している。

さらに、申立人は、領収書の保管場所が分からなくなったとしており、申立人が A 社会保険事務所の職員から受け取ったとする領収書を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたと認めることはできない。